

様式11-1

事業報告書
(自 平成3年4月1日至令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 神戸健康共和会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地
兵庫県神戸市東灘区住吉本町2丁目19-3(主たる事務所)
兵庫県神戸市中央区八雲通6丁目2-14(従たる事務所)
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成43年4月11日
 (4) 設立登記年月日 平成43年4月11日
 (5) 役員及び評議員

※ 別紙参照

- 注) 1. 社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	東神戸病院	神戸市東灘区住吉本町1丁目24-13	一般病床 121床 療養病床 33床 [医療保険 33床] [介護保険 0床]
診療所	東神戸診療所	神戸市中央区八雲通6丁目2-14	無床診療所
診療所	生田診療所	神戸市中央区下山手通9丁目1-3	無床診療所
診療所	柳筋診療所	神戸市中央区旗塚通5丁目1-25	無床診療所
介護医療院	東神戸病院 介護医療院	神戸市東灘区住吉本町1丁目24-13	12床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。
 4. 介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護ステーション あじさい	神戸市東灘区住吉本町2丁目19-3	
訪問看護ステーション こすもす	神戸市中央区旗塚通5丁目1-25	
訪問看護ステーション なでしこ	神戸市北区鈴蘭台東町1丁目9-15	
居宅介護支援事業所 ケアプランセンター わかば	神戸市中央区旗塚通5丁目1-25	
居宅介護支援事業所 ケアプランセンター 東神戸	神戸市東灘区住吉本町2丁目19-1	
小規模多機能 いいろどりの家 大池	神戸市北区西大池2丁目7-31	
通所介護事業所 ケアセンター ふれあい	神戸市東灘区住吉本町2丁目20-15	
通所介護事業所 デサービス やなしん	神戸市中央区旗塚通5丁目1-25	
サービス付高齢者住宅 ケホールド引	神戸市中央区旗塚通5丁目1-25	

注) 地方公共団体から委を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に

【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

※ なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年5月16日

2020年度決算の決定
2020年度会計監査報告の承認
社員入退社の決定
役員選出の決定

令和4年3月26日

2022年度の事業計画と収支予算の決定
2022年度の設備投資計画と借入金最高限度額の決定
2022年度役員報酬最高限度額の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

※ なし

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期

限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

※ なし

- 注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

・東神戸病院介護医療院 12床 2021年4月開設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

※ なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他の

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

・工事、医療機器の購入

東神戸病院

高圧受電設備等、病棟改装工事（コロナ病棟）、配ダクト工事（コロナ病棟）
空調機器設備、医療ガス設備、高架水槽、受水槽設備、配管設備
陰圧装置、超音波画像診断装置、磁気共鳴装置、ハイフロー装置
医療用モニター、介護システム、勤怠システム、VPN サーバー設定費用

東神戸診療所

高圧受電設備等、スピロメーター、骨密度測定装置、検査システム

生田診療所

電子カルテ用パソコン、電子カルテシステム

柳筋診療所

電子カルテ機器接続費用

こすもす

電子カルテシステム

なししこ

電子カルテシステム

ふれあい

リハビリ用マシン

本部

経理システム、介護システム（リース契約）

1. (5) 役員及び評議員

(別紙)

	氏名	備考
1 理事長	藤末 衛	柳筋診療所 所長
2 副理事長	李 章二	定款の定めによる
3 副理事長	滝本 和雄	東神戸病院 医師
4 専務理事	門 直也	法人事務局
5 常務理事	遠山 治彦	東神戸病院 院長
6 常務理事	郷地 秀夫	東神戸診療所 所長
7 常務理事	前田 竜成	法人事務局 組織部長
8 常務理事	黄 俊元	定款の定めによる
9 理事	武村 義人	生田診療所 所長
10 理事	中村 晶子	小規模多機能いどりの家 所長
11 理事	河石 茂子	法人事務局 看護部長
12 理事	藤堂 圭次	法人事務局 総務部長
13 理事	長岡 利恵子	東神戸病院 総師長
14 理事	山本 智文	東神戸病院 事務長
15 理事	三木 美恵子	定款の定めによる
16 理事	武内 美和子	定款の定めによる
17 理事	宮野 孝子	定款の定めによる
18 理事	門脇 操	定款の定めによる
19 理事	青木 公一	定款の定めによる
20 理事	北山 稔	定款の定めによる
21 理事	漁島 國弘	定款の定めによる
22 理事	金 永治	定款の定めによる
23 理事	金 基潤	定款の定めによる
24 理事	池 光烈	定款の定めによる
25 理事	金 賢哲	定款の定めによる
26 理事	徐 昌教	定款の定めによる
27 理事	孫 数雄	定款の定めによる
28 理事	辛 學慶	定款の定めによる
29 監事	岡本 肇一	定款の定めによる
30 監事	柳原 ゆき子	定款の定めによる
31 監事	姜 照宗	定款の定めによる
32 監事	吳 幸哲	定款の定めによる
1 評議員	秋本 広子	定款の定めによる
2 評議員	味口 俊之	定款の定めによる
3 評議員	岡 敦子	定款の定めによる
4 評議員	岡本 曜良	定款の定めによる
5 評議員	沖本 章子	定款の定めによる
6 評議員	加藤 加代子	定款の定めによる
7 評議員	韓 東根	定款の定めによる
8 評議員	喜田 結	定款の定めによる
9 評議員	金 炳潤	定款の定めによる
10 評議員	金 甲烈	定款の定めによる
11 評議員	久保 正恵	定款の定めによる
12 評議員	栗山 貢	定款の定めによる
13 評議員	後藤 由紀子	定款の定めによる
14 評議員	近藤 由佳	定款の定めによる
15 評議員	島田 俊子	定款の定めによる

	氏名	備考
16	評議員 下浦 志織	定款の定めによる
17	評議員 徐 洋	定款の定めによる
18	評議員 高島 英明	定款の定めによる
19	評議員 高西 裕子	定款の定めによる
20	評議員 竹田 みどり	定款の定めによる
21	評議員 田嶋 俊三	定款の定めによる
22	評議員 津川 知久	定款の定めによる
23	評議員 永井 いさ子	定款の定めによる
24	評議員 中尾 智美	定款の定めによる
25	評議員 中未田 浩二	定款の定めによる
26	評議員 中農 和子	定款の定めによる
27	評議員 中村 ひろみ	定款の定めによる
28	評議員 成山 昌子	定款の定めによる
29	評議員 西 理	定款の定めによる
30	評議員 任 良年	定款の定めによる
31	評議員 長谷川 歩	定款の定めによる
32	評議員 羽渕 茂治	定款の定めによる
33	評議員 兵頭 和子	定款の定めによる
34	評議員 黄 成鎬	定款の定めによる
35	評議員 藤原 久美子	定款の定めによる
36	評議員 藤原 精吾	定款の定めによる
37	評議員 朴 賢一	定款の定めによる
38	評議員 朴 武志	定款の定めによる
39	評議員 松井 幸子	定款の定めによる
40	評議員 松浦 勝	定款の定めによる
41	評議員 松本 則子	定款の定めによる
42	評議員 松本 理花	定款の定めによる
43	評議員 ミチコ プラトリイ	定款の定めによる
44	評議員 宮野 由佳子	定款の定めによる
45	評議員 宮本 琴子	定款の定めによる
46	評議員 村上 次郎	定款の定めによる
47	評議員 森 淳子	定款の定めによる
48	評議員 安田 直喜	定款の定めによる
49	評議員 山口 扶左子	定款の定めによる
50	評議員 李 征兵	定款の定めによる
51	評議員 李 東慶	定款の定めによる
52	評議員 李 康樹	定款の定めによる
53	評議員 鷺崎 恒一	定款の定めによる
54	評議員 鷺崎 トシ子	定款の定めによる
55	評議員 渡部 昌武	定款の定めによる
56	評議員 渡部 明	定款の定めによる

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
- 注) 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
- 注) 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

様式11-6

病院及び介護老人保健施設を運営する法人（新法適用法人）

法人名 医療法人 神戸健康共和会
所在地 兵庫県神戸市東灘区住吉本町2丁目19番3号

※医療法人整理番号 28044

貸 借 対 照 表

(令和 4年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,822,175	I 流動負債	664,963
現金及び預金	925,696	支 払 手 形	0
事業未収金	553,956	買 掛 金	46,834
有価証券	0	短 期 借 入 金	154,626
たな卸資産	21,397	未 払 金	114,745
前渡金	0	未 払 費 用	177,511
前払費用	12,503	未 払 法 人 税 等	119,990
繰延税金資産	0	未 払 消 費 税 等	0
その他の流動資産	308,623	繰延税金負債	0
II 固定資産	2,318,958	前 受 金	0
1 有形固定資産	2,085,420	預 り 金	51,242
建物	637,516	前 受 収 益	0
構築物	1,560	引 当 金	
医療用器械備品	47,191	その他の流動負債	15
その他の器械備品	11,476	II 固定負債	3,130,368
車両及び船舶	0	医療機関債	
土地	1,304,511	長 期 借 入 金	531,081
建設仮勘定	0	繰延税金負債	
その他の有形固定資産	83,167	退職給付引当金	977,888
2 無形固定資産	96,155	その他の固定負債	1,621,399
借地権	77,337	負債合計	3,795,331
ソフトウェア	15,485	純資産の部	
その他の無形固定資産	3,334	科 目	金 額
3 その他の資産	137,382	I 資本剰余金	3,436
有価証券	0	II 利益剰余金	342,366
長期貸付金	0	1 代替基金	
保有医療機関債	0	2 その他利益剰余金	
その他長期貸付金	0	役員退職金積立金	40,000
役職員等長期貸付金	37,750	繰越利益剰余金	302,366
長期前払費用	2,810	III 評価・換算差額等	
繰延税金資産	0	その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産	96,823	繰延ヘッジ損益	
資産合計	4,141,133	純資産合計	345,802
		負債・純資産合計	4,141,133

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

病院及び介護老人保健施設を
運営する法人用

法人名 医療法人 神戸健康共和会

※医療法人整理番号 28044

所在地 兵庫県神戸市東灘区住吉本町2丁目19番3号

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

(単位 : 千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	2,562,943
2 事業費用	
(1)事業費	3,008,293
(2)本部費	16,742
本来業務事業利益	3,025,035
B 附帯業務事業損益	△ 462,092
1 事業収益	712,353
2 事業費用	706,402
附帯業務事業利益	5,950
C 収益業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
収益業務事業利益	
事 業 損 失	△ 456,142
II 事業外収益	
受取利息	314
その他の事業外収益	607,338
III 事業外費用	607,652
支払利息	5,247
その他の事業外費用	7,864
經 常 損 失	13,111
IV 特別利益	138,399
固定資産売却益	
その他の特別利益	
V 特別損失	
固定資産売却損	
その他の特別損失	
稅引前当期純損失	413,635
法人税・住民税及び事業税	
法人税等調整額	
当期純損失	60,412
	491,622
	119,990
	371,632

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

- 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
- 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

様式11-2

法人名 医療法人 神戸健康共和会
 所在地 兵庫県神戸市東灘区住吉本町2丁目19番3号

※医療法人整理番号 28044

財産目録
 (令和4年3月31日現在)

1. 資産額	4,141,133千円
2. 負債額	3,795,331千円
3. 純資産額	345,802千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	1,822,175
B 固定資産	2,318,958
C 資産合計	(A+B) 4,141,133
D 負債合計	3,795,331
E 純資産	(C-D) 345,802

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式11-7

法人名 医療法人 神戸健康共和会
 所在地 神戸市東灘区住吉本町2丁目19番3号

※医療法人整理番号 28044

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業の内 容	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注)
- 1 関係事業者ごとに記載すること。
 - 2 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。
近親者である場合には続柄を記載する。
 - 3 次に定める取引については上記の注記を要しない。
 - イ 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般的の取引と同様であることが明白な取引。
 - ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い
 - 4 該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

会計監査書

2022年5月12日

監事 岡本毅一

監事 柳原ゆき子

監事 吳 寿玲

監事 善 熙宗

[I] 監査の概要

- 私たち監事は特定医療法人神戸健康共和会監事監査規定に則り、下記の通り 2021 年度（2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日）の事業の執行ならびに会計の監査を行った。

日時：2022 年 5 月 12 日（木）10 時 00 分～11 時 50 分

場所：神戸医薬研究所 3 階会議室

立会：門専務、藤堂総務部長、樋口会計課長

- 監査目的は監査規定の第一章、第 2 条に依拠し、監査報告は第三章第 15 条に基づき、「期末監査意見」としてまとめることとした。
- 2021 年度の監事の活動は、4 回にわたって監事会議を開催し、経営および業務の執行状況について報告を受け、その推進や対策などについて助言を行った。また、理事会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて助言や提案を行った。

[II] 監査意見

1. 事業執行に対する意見

- 事業の執行は、本法人の目的および諸決議と全日本民医連綱領に沿い、これを守り発展させる方向で行われていることを認めた。
- 民医連が示す経営要対策 13 項目の指標に、今決算 3 項目が該当した。コロナウィルスによる影響によるものであるが、次年度以降の改善が望まれる。
- コロナ禍 2 年目において、法人、職員、組合員とともに事業と運動に健闘されたことに監事团として敬意を表する。
- 今期の決算は特殊な要因があり大きく黒字となっている。病院移転も含めて、コロナ後を見据えた事業活動を策定されることを求める。

2. 財務諸表に対する意見

本法人の 2021 年度財務諸表（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、重要な会計方針の開示）および会計処理の手続きは、一般に妥当と認められている会計準則ならびに民医連統一会計基準に準拠して正しく処理されていることを認める。又、財務諸表の表示方法においても会計準則ならびに民医連統一会計基準の示す要求に基本的に準拠していることを認める。

以上